様式第二の記載要領第四号の表倉庫用建物等の割増償却の項中「第68条の36第１項」を「平成28年旧措置法第68条の36第１項」に、

第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）	10343	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
		法規別表十六(九)「８」の欄の金額

を

第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（平成28年旧措置法第68条の36第１項）	10343	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
第68条の36第１項（償却費）	10575	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄又は別表十六(三)「32」の欄の金額
第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の36第１項）	10576	法規別表十六(九)「８」の欄の金額

に改め、同表海外投資等損失準備金の項中「第68条の43第１項第１号又は第８項（同号に係る部分に限る。）」を「第68条の43第１項又は第８項（同条第１項第１号」と、「第68条の43第１項第２号又は第８項（同号に係る部分に限る。）」を「第68条の43第１項第１号」と、「第68条の43第１項第３号又は第８項（同号に係る部分に限る。）」を「第68条の43第１項第２号」と、「第68条の43第１項第４号又は第８項（同号に係る部分に限る。）」を「第68条の43第１項第３号」と改め、同表金属鉱業等鉱害防止準備金の項中「別表十二(四)「10」」を「別表十二(四)「11」」に改め、同表新幹線鉄道大規模改修準備金の項中「第68条の48第１項」を「平成28年旧措置法第68条の48第１項」に改め、同表保険会社等の異常危険準備金の項及び原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の項中「同欄の」を「当該」に、「同表「10」の欄」を「、同欄」に改め、同表中小連結法人等の貸倒引当金の特例の項中「別表十一(一の二)「８」」を「別表十一(一の二)「７」」に改め、同表新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の項中「別表十(三)「40」」を「別表十(三)「43」」に改め、同表換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の項中「別表十四(四)「18」」を「別表十四(五)「18」」に改め、同表収用換地等の場合の連結所得の特別控除の項中「又は第７項」を「若しくは第７項又は租税特別措置法施行令第39条の101第５項」に改め、同表特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例の項中「同欄の」を「当該」に、「、同表「18」の欄及び「、同表「25」の欄」を「、同欄」に改め、同表普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例の項中「別表十三(九)「13」」を「別表十三(八)「13」」に、「同欄の」を「当該」に、「、同表「18」の欄」及び「、同表「25」の欄」を「、同欄」に改め、同表平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の項中「別表十三(十)「17」」を「別表十三(九)「17」」に、「同欄の」を「当該」に、「、同表「21」の欄」を「、同欄」に改め、同表技術研究組合の連結所得の計算の特例の項中「別表十三(十一)「５」」を「別表十三(十)「５」」に改め、同表農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例の項中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同表転廃業助成金等に係る課税の特例の項中「別表十三(十二)「８」の欄の金額（同欄の）」を「別表十三(十一)「８」の欄の金額（当該）」に、「、同表「７」の欄」を「、同欄」に、「別表十三(十二)「13」の欄の金額（同欄の）」を「別表十三(十一)「13」の欄の金額（当該）」に、「、同表「15」の欄」を「、同欄」に、「別表十三(十二)「17」」を「別表十三(十一)「17」」に、「別表十三(十二)「13」の欄の金額（当該）」を「別表十三(十一)「13」の欄の金額（当該）」に改め、同表中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の項中「中小連結法人等」を「中小連結法人」に改め、同表特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例の項中「別表八の二「28」の欄又は「32」」を「別表八の二「26」」に、「同表「31」の欄又は「39」及び「40」」を「同表「33」及び「34」」に改め、同表損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特例の項を削り、同表保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例の項中「別表八の二「15」」を「別表八の二「12」」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条第九号の次に一号を加える改正規定、同条第九十五号を同条第九十七号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第九十五号を同条第九十七号とする部分を除く。）、様式第一の記載要領第四号の表特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却の項の前に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却の項の前に次のように加える改正規定並びに次条第二項の規定　地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　　号）の施行の日

二　第二条第百十四号を同条第百十七号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第百十四号を同条第百十七号とする部分を除く。）、同条第二十八号を同条第二十九号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第二十八号を同条第二十九号とする部分を除く。）、様式第一の記載要領第四号の表倉庫用建物等の割増償却の項の改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表倉庫用建物等の割増償却の項の改正規定並びに次条第三項の規定　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　　号）の施行の日

（経過措置）

第二条　別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条及び第四条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成二十八年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2　新規則第二条第十号及び第九十八号の規定並びに新規則様式第一（記載要領第四号の表認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条第一号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

3　新規則第二条第三十号及び第百十八号の規定並びに新規則様式第一（記載要領第四号の表倉庫用建物等の割増償却の項に係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表倉庫用建物等の割増償却の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。